

宿泊税の創設にかかるホテル・旅館等宿泊事業者への説明会結果について

熱海市行財政審議会第2回会議（R4.12.20）にて、宿泊税の特別徴収義務者である、ホテル・旅館等の宿泊事業者への相当の調整、丁寧な説明が必要とのご意見を頂き、下記のとおり説明会を開催いたしましたのでご報告いたします。

I. 開催状況について

- 令和5年 1月13日（金） 熱海温泉ホテル旅館協同組合理事会に対する説明会
 - 令和5年 3月20日（月） 熱海市ホテル旅館協同組合連合会に対する説明会
 - 令和5年 9月29日（金） 熱海市ホテル旅館協同組合連合会に対する説明会
 - 令和5年 11月10日（金） 熱海市ホテル旅館協同組合連合会に対する説明会
 - 令和5年 12月 1日（金） 各地区（伊豆湯河原温泉旅館組合）旅館組合に対する個別説明会
 - 令和5年 12月 4日（月） 各地区（伊豆山温泉旅館組合）旅館組合に対する個別説明会
 - 令和5年 12月 6日（水） 各地区（南熱海網代温泉旅館組合）旅館組合に対する個別説明会
- ※熱海市ホテル旅館協同組合連合会は、熱海、伊豆湯河原、伊豆山、南熱海、初島の各組合にて構成。
- ※初島は民宿2軒のため、説明会開催不要との連絡あり。

II. 意見・要望について

上記説明会にはすべて市長、副市長をはじめ関係部署の部長、次長が出席。市役所側より、熱海型 DMO 及び宿泊税の導入について説明させていただきました。（別添、説明資料）

宿泊事業者からは下記のとおり主な意見・要望があり、現時点での市からの考え方を回答させていただいております。

主な意見・要望事項	市からの回答
宿泊税導入にあたり事務費の負担、新税導入におけるシステム改修の負担軽減措置はないのか。	事務取扱交付金（奨励金）の交付については、先行自治体を参考に検討中です。 システム改修についても一定割合の補助金交付を検討中です。
日帰り観光客も含めた税制の検討はできないか。	将来的に個人情報等のシステム技術が確立した際に検討してまいります。
宿泊税が一律 200 円である理由について説明して欲しい。	これまでの観光戦略会議等の議論を踏まえた結果となっています。しかしながら、今後の運用過程で必要とあらば見直し時期等のタイミングで検討させていただきたい。
宿泊税の用途の明確化をしてほしい。	宿泊税の用途は、宿泊客の増加・観光消費額の拡大に資する事業に充てることを考えています。現時点での説明の用途は一例であり、具体的には今後創設予定の「熱海観光局（熱海型 DMO）」で検討することとなります。
宿泊事業者への人材確保と住環境整備を進めていただきたい。	人手不足と雇用環境整備について、引き続き関係団体と協議し検討してまいりたいと考えております。
各地区との連携について公平性を保って欲しい。	連合会を通じ適切に行っているものと考えておりますが、より遺漏なきよう努めてまいります。

また、令和 5 年 9 月 2 9 日（金）に開催した説明会においては、宿泊事業者の皆様によるワークショップを実施し、宿泊税の用途についてアイデア出しを行っていただきました。

項目	ワークショップでの主なアイデア意見
マーケティング	国内外への誘客宣伝として、外国人誘客キャンペーン、成田・羽田への広告、インフルエンサーの招致等
コンテンツ開発	イベントの開催・質の向上として、花火大会のグレードアップや回数の増加、夜間イベント等 ニューツーリズムの環境整備として、熱海ブランド食材を開発・提供、マリンスポーツの充実等
観光インフラ	情報基盤の整備として、市内フリーWi-Fi の設置、インバウンド専用予約サイト 観光案内等の基盤整備として、観光情報を QR コード等で市内に配置、宿泊者だけの特典 回遊性の向上・二次交通網の整備として、周遊バス、共同運行バス、歩く歩道の整備等 事業者の高付加価値化に繋がる取組への支援として、高付加価値化補助金（市単） 観光関連施設の整備として、夜のイルミネーション、フィッシャーマンズワーフ、駅の渋滞整備等
その他	雇用対策として、雇用の確保、寮の整備補助等 災害基金（宿泊事業者向け）

Ⅲ. 合意形成について

上記のとおり、宿泊税導入における特別徴収義務者であるホテル・旅館等の宿泊事業者への説明会を開催し、導入に対する合意を頂きましたのでご報告いたします。